

富山市における「重層的支援体制整備事業」体系図

～誰一人取り残さない地域共生社会の実現のため持続可能な支援体制の構築を目指して～

(1) 包括的相談支援事業

世代や属性を超えた相談を受け止め、複雑化・複合化した事例は多機関協働調整担当につなげる。

介護

◆地域包括支援センター

障害

◆障害者相談支援事業

(基幹相談支援室)

(委託相談支援事業)

子ども

◆利用者支援事業

(こども保育課)

(こども健康課)

(保健福祉センター)

(行政サービスセンター)

生活困窮

◆自立相談支援事業

(市社会福祉協議会)

(2) 多機関協働事業

多職種による連携や多機関協働の円滑な実施を推進する。

相談受付

多機関協働調整担当

支援関係機関等の受付、アセスメントを行い、相談内容に応じて助言や事例に対して支援する。必要に応じて多機関協働管理担当へつなぎ、支援会議を開催し、情報共有や協議を行う。

事務局

多機関協働管理担当

(福祉政策課)

支援会議等の事例のまとめ・分析、個別の事例から不足する社会資源や今後必要な取組を洗い出し、事業改善及び推進の検討を行う。

【高齢者】長寿福祉課
【障害】障害福祉課
【子ども】こども健康課
【生活困窮】生活支援課
【健康(心身)】保健所保健予防課
保健福祉センター

課題の把握、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理などの事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

継続的な伴走による支援

①支援が届いていない人に支援を届ける。(訪問支援など)
(保健所保健予防課)
(保健福祉センター)

②関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を把握する。
◆心配ごと相談事業
(市社会福祉協議会)
◆地域団体等のネットワークから把握
(福祉政策課)
(保健福祉センター)

支援会議

本人同意なし

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例等について、情報共有や支援の方向性の検討等を行う。

必要時

専門家による助言

重層的支援会議

本人同意あり

支援プランを作成し、関係機関と支援プランを共有しながら本人の意向に沿った支援を行う。

医師
学識経験者
弁護士
など

<相談支援機関や地域団体との連携推進>

- ◆相談援助者研修会
(福祉政策課、障害福祉課、長寿福祉課、まちなか総合ケアセンター、市社会福祉協議会)
- ◆地域共生社会推進のための情報交換会
(福祉政策課、市社会福祉協議会)
- ◆多機関連携会議(保健福祉センター)

<事業推進のための協議>

- ◆重層的支援会議定例会
(福祉政策課)
- ・プロジェクトチーム*
- ・随時メンバー

(4) 参加支援事業

社会とのつながりを作るための支援
狭間のニーズにも対応する参加支援を強化

①本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた社会資源とのマッチングやメニューづくり、定着支援、受け入れ先の支援を行う。
(社会福祉法人など)

②地域における社会資源の活用体制の構築
既存の社会資源を活用して受け入れ先を増やすなど、社会参加に向けた支援メニューの選択肢をつくる。
(福祉政策課)

(5) 地域づくり事業

住民同士が会い参加することのできる場や居場所づくり、ケア・支え合う関係性を育むほか、本事業に位置づく他事業との相乗効果で地域における社会的孤立を防ぐことを目指す。

◆地域介護予防活動支援事業

(地域介護予防推進事業、介護予防推進リーダー事業、介護予防ふれあいサークル事業、介護予防いきいき運動推進事業)

◆生活支援体制整備事業

(第1層:市社会福祉協議会 第2層:地域包括支援センター)

◆地域活動支援センター事業

(地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型)

◆地域子育て支援拠点事業

(子育て支援センター)

◆生活困窮者支援等のための地域づくり事業

- ・地域ぐるみ福祉活動推進事業(市社会福祉協議会)
- ・ケアネット事業(市社会福祉協議会)
- ・地域力強化推進事業(自治振興会、地区社会福祉協議会など)